

## 京都府丹波くり品評会出品奨励金及び入賞褒賞金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市から京都府丹波くり品評会へ多数の優良栗の出品を勧奨することで、特産品である丹波くりの価値を更に高めるとともに、栗生産者の生産技術及び栽培意欲向上を図るため、京都府丹波くり品評会への出品及び入賞に対して、予算の範囲内で出品奨励金及び入賞褒賞金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象は、福知山市内に栗園を持つ福知山市在住の京都府丹波くり品評会出品者(以下「出品者」という。)とする。

(出品奨励金及び入賞褒賞金の額)

第3条 出品奨励金及び入賞褒賞金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付期間)

第4条 出品奨励金及び入賞褒賞金は、京都府丹波くり品評会に出品した年度に交付するものとする。

(申請書兼請求書の提出)

第5条 出品奨励金及び入賞褒賞金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、京都府丹波くり品評会出品奨励金及び入賞褒賞金に係る申請書兼請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、京都府丹波くり品評会終了日の翌日から10日営業日以内に市長に提出するものとする。

(1) 出品したことが分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要領に規定する申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 交付対象	3 金額	備 考
入賞褒賞金	最優秀賞	5万円	1 申請者は、入賞褒賞金及び出品奨励金を併用して申請することができる。 2 出品奨励金の額は、申請者の出品数にかかわらず一律とする。
入賞褒賞金	優秀賞	3万円	
入賞褒賞金	優良賞	1万円	
出品奨励金	参加賞	5千円	